

食料・農業・農村基本計画の構成の考え方（案）

現行計画の構成	新たな計画の構成（案）
<p>まえがき</p> <p>〔食料・農業・農村基本法の制定を受け、新たに基本計画を策定するものであること等〕</p>	<p>まえがき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料・農業・農村が置かれている状況と農政改革の必要性の概要を記した上で、計画の構成を紹介するとともに、関係者への主要なメッセージを発信すべきではないか。
<p>第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <p>〔初回の計画であることから、基本法に定める四つの理念の内容、相互の関係などを解説的に記述〕</p> <p>1 食料の安定供給の確保 2 多面的機能の發揮 3 農業の持続的な発展 4 農村の振興</p>	<p>第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 四つの理念の実現を通じ、食料・農業・農村が我が国経済社会に貢献することが引き続き重要である、との点を確認しておく必要があるのではないか。 ○ 現行計画策定後的情勢の変化や施策の効果に関する評価とともに、今回の見直しにおける計画期間中に重点的に実施すべき施策の分野と方向性を提示する必要があるのではないか。 ○ 情勢の変化においては、食料・農業・農村をめぐる危機的状況が深化してきてることについての共通認識が得られるようすべきではないか。 ○ 農業者や地域の主体的な取組みを支援すること、消費者の視点を踏まえること、環境保全を重視すること、国際規律の強化にも対応し得る政策体系とすること等、今後の施策展開の基本的視点を提示すべきではないか。

現行計画の構成	新たな計画の構成（案）
<u>第2 食料自給率の目標</u>	<u>第2 食料自給率の目標</u>
1 基本的考え方 食料自給率の目標が国民参加型の農業生産及び食料消費の両面にわたる取組の指針として重要な意義を有することを記述	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民全体が取り組むという食料自給率の目標の意義について、改めて訴えるべきではないか。
2 望ましい食料消費の姿 3 農業生産の努力目標 関係者が取り組むべき食料消費及び農業生産における課題を提示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行基本計画で定めた食料自給率目標の達成状況について、検証の結果を踏まえて記述すべきではないか。
4 食料自給率の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料消費および農業生産における課題について、食料自給率目標の達成状況の検証を踏まえて整理するとともに、それぞれの関係者が重点的に取り組むべき事項と役割分担を示すべきではないか。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料自給率の示し方について、それぞれの特徴をわかりやすく整理して記述すべきではないか。

現行計画の構成	新たな計画の構成（案）
<p><u>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策</u></p> <p>基本法の条文（第16条～第38条）に即し、その項目ごとに施策内容を記述</p> <p>1 食料の安定供給に関する施策 (1) 食料消費に関する施策の充実 (2) 食品産業の健全な育成 (3) 農産物の輸出入に関する措置 (4) 不測時における食料安全保障 (5) 國際協力の推進</p> <p>2 農業の持続的な発展に関する施策 (1) 望ましい農業構造の確立 (2) 専ら農業を営む者等による農業経営の展開 (3) 農地の確保及び有効利用 (4) 農業生産の基盤の整備 (5) 人材の育成及び確保 (6) 女性の参画の促進 (7) 高齢農業者の活動の促進 (8) 農業生産組織の活動の促進 (9) 技術の開発及び普及 (10) 農産物の価格の形成と経営の安定 (11) 農業災害による損失の補てん (12) 自然循環機能の維持増進 (13) 農業生産資材の生産及び流通の合理化</p> <p>3 農村の振興に関する施策 (1) 農村の総合的な振興 (2) 中山間地域等の振興 (3) 都市と農村の交流等</p> <p>4 団体の再編整備に関する施策</p>	<p><u>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講すべき施策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」の分野ごとに施策を記述するという現行計画の基本的枠組は維持しつつも、第2との関係を明確にするとともに、計画期間中の重点的施策が明らかになるよう、構成も含めて見直すべきではないか。 ○ 特に、中間論点整理における4つの柱（担い手政策、経営安定対策、農地制度、農業環境・資源保全政策）を明確に位置付けるべきではないか。 ○ それ以外の項目についても、食の安全と信頼の確保・食育の推進や農業と食品産業の連携など、直面する重要課題についての施策が明確になるよう記述すべきではないか。

現行計画の構成	新たな計画の構成（案）
<p><u>第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u></p> <p>基本計画に従い施策を実施する際に必要な事項を整理して記述</p> <p>1 施策の評価と見直し 2 財政措置の効率的かつ重点的な運用 3 情報の公開と国民の意見の反映 4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携 5 國際規律との調和等 6 定期的な見直し</p>	<p><u>第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三位一体改革や地方分権の議論など経済社会情勢の変化を踏まえ、見直すことが必要ではないか。 ○ 基本計画に記載された施策の着実な推進を図るため、施策の具体化についての工程表を作成すべきではないか。